

1、対象者

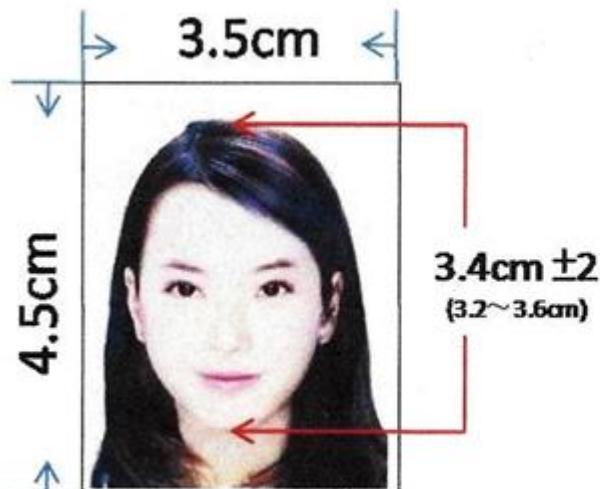
両親どちらか一方が中華民國籍の未成年(申請時に18歳未満)の子供

2、必要書類

- (1) 旅券：原本とコピー1通（申請時において残存期間6ヶ月以上）
- (2) ビザ申請書：1通
(オンライン登録したもので、本人の署名が必要。未成年者は保護者も署名してください。)
- (3) カラー・背景無地白色の証明写真：2枚（縦4.5cm×横3.5cmのパスポートサイズ、頭頂から頸までの長さが3.2~3.6cmで、申請日前6ヶ月以内に撮ったもの）
- (4) 両親の結婚登記済みの中華民國の戸籍謄本
(「遷出国外」となっている戸籍謄本は不可。海外に長く在住しているため除籍になっている場合は、まず戸籍を回復する手続きをとってから、現戸籍の謄本を提出すること。
(発行から3ヶ月以内のもの)：原本とコピー各1通ずつ
- (5) 【要認証】日本の戸籍謄本(発行から3ヶ月以内のもの)または出生証明：
原本1通とコピー2通
※両親が既に離婚している場合、申請者の親権を証明するものが必要。
- (6) 健康診断書：6歳以下の子供は不要。但し、予防接種証明書が必要。
※所定の用紙有り。国、公、私立病院の担当医師の署名及び病院フルネーム印が必要。
- (7) 保護者の資料は以下のものが必要です。
①保護者の同意書(別途フォーム有り)、②パスポートまたは運転免許証のコピー(空白部分に署名必要)1通、③住民票(3ヶ月以内に発行の世帯全員の全部事項証明書)
- (8) 航空券予約確認書
- (9) ビザ費用：最新の手数料一覧表をご参照下さい。

注意事項：

1. ビザが発行されてから、3ヶ月以内に台湾に入国して下さい。
2. 台湾に入国後、15日以内に居住先から最寄りの「内政部移民署服務處」で外僑居留證を取得して下さい。尚、移民署での必要書類は、各自で確認して下さい。
4. 日本で発行された証明書類は必ず書類発行元の管轄の代表処で認証手続を受けてからお持ち下さい。神奈川県または静岡県発行の戸籍謄本であれば、ビザと同時に認証申請していただけます。



彩色白底的六個月內近照。

尺寸：4.5cm x 3.5cm，頭頂至下巴 3.2-3.6cm 之間。

6ヶ月以内に撮影したカラーで背景が白色のもの。

4.5cm x 3.5cm のバースポートサイズ。

頭頂部から頬までが 3.2-3.6cm の間。

台北駐日經濟文化代表處橫濱分處